



30 高医薬第 1127 号

平成 30 年 12 月 10 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長



サリドマイド製剤、レナリドミド製剤及びポマリドミド製剤の使用に
当たっての安全管理手順の改訂について

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、平成 30 年 12 月 6 日付け薬生薬審発 1206 第 3 号、薬生安発 1206 第 1 号により、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品安全対策課長から通知がありましたので別添のとおり写しを送付します。

本通知ではサリドマイド製剤（販売名：サレドカプセル 25、同 50 及び同 100）、レナリドミド製剤（販売名：レブラミドカプセル 2.5mg 及び同 5mg）及びポマリドミド製剤（ポマリストカプセル 1mg、同 2mg、同 3mg 及び同 4mg）の使用に関して定められている「サリドマイド製剤安全管理手順」（以下「TERMS」という。）及び「レブラミド・ポマリスト適正管理手順」（以下「RevMate」という。）について、第三者委員会からの提言等に基づき、平成 30 年に TERMS 及び RevMate の改定が行われていること、及び改訂後の TERMS 及び RevMate の実施に向けた準備が整い、平成 31 年 2 月 1 日に施行されることについて示されています。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

また、本通知は当課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>) にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

濱田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137